省　令

○国土交通省環境省令第一号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十五条の五第五項の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十七日

国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

様式第四備考２中「その者の有する国籍」を「その国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。）」に改める。

様式第五中「国籍」を「国籍等」に改める。

様式第六備考２及び様式第七備考２中「その者の有する国籍」を「その国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

その他告示

○総務省告示第三百四十二号

特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）第一条第一項の規定に基づき、昭和三十七年自治省告示第百十六号（特別とん譲与税法第一条第一項の市町村を指定する等の件）の一部を次のように改正し、令和八年九月に譲与すべき特別とん譲与税から適用する。

令和八年九月十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
［略］	［同上］
山口県　下関市	山口県　下関市
［略］	［同上］
同　玖珂郡和木町	同　玖珂郡和木町
［削る］	同　熊毛郡平生町
［削る］	同　熊毛郡田布施町
徳島県　徳島市	徳島県　徳島市
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第三百四十三号

特別とん譲与税法施行規則（昭和三十二年総理府令第二十一号）第二条の規定により、一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税関（当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所があるときは、当該税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。）の管轄区域に属する場合における令和八年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる当該開港所在市町村ごとの率を次のとおり定める。

令和八年九月十七日

総務大臣　林　芳正

道府県名	開港名	税関名	開港所在市町村名	率
北海道	函館港	函館税関	函館市	○・九一二二
			北斗市	○・〇八七八
	苫小牧港	函館税関苫小牧税関支署	苫小牧市	○・七七一七
			勇払郡厚真町	○・二二八三
	石狩湾港	函館税関小樽税関支署石狩出張所	小樽市	○・二六二一
			石狩市	○・七三七九
宮城県	仙台塩釜港	横浜税関仙台塩釜税関支署	仙台市	○・九一三九
			塩竈市	○・〇三二一
			多賀城市	○・〇二九〇
			宮城郡七ヶ浜町	○・〇二五〇
福島県	相馬港	横浜税関小名浜税関支署相馬出張所	相馬市	○・〇三三五
			相馬郡新地町	○・九六六五
茨城県	常陸那珂港	横浜税関鹿島税関支署日立出張所	ひたちなか市	○・六二四一
			那珂郡東海村	○・三七五九
	鹿島港	横浜税関鹿島税関支署	鹿嶋市	○・一〇〇〇
			神栖市	○・九〇〇〇
千葉県	木更津港	横浜税関千葉税関支署木更津出張所	木更津市	○・一七七一
			君津市	○・五七〇八
			富津市	○・二五二一
	千葉港	横浜税関千葉税関支署	千葉市	○・三四五二
			市川市	○・〇一〇八
			船橋市	○・〇〇四五二
			習志野市	○・〇〇二五
			市原市	○・四二〇三
			袖ケ浦市	○・一七六〇
新潟県	新潟港	東京税関新潟税関支署	新潟市	○・五〇六九
			北蒲原郡聖籠町	○・四九三一
富山県	伏木富山港	大阪税関伏木税関支署	高岡市	○・二二四五
			射水市	○・七七五五